平成２０年（フ）第１０５号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字南町210番地１
破産者　澤田　昌彦
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２０年（フ）第１０７号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字南町210番地１
破産者　澤田オヒテ
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２０年（フ）第１７９９号
埼玉県幸手市栄４番14―409号
破産者　伊藤　清子
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７４８号
埼玉県上尾市大字平塚2454番地８
破産者　冨樫　　亮
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３７号
横浜市泉区岡津町2153番地１　堀江荘202号
破産者　中島　寛信
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７号
新潟県上越市西城町３丁目10番14号
破産者　新田　鐘大（旧姓李鐘大）
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１３６号
富山県中新川郡上市町森尻665番地
破産者　伍島　昌志
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３７号
富山県射水市新片町３丁目１番地１、前住所富山県中新川郡上市町森尻665番地
破産者　元藤智佳子（旧姓伍島）
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第５２９号
山梨県甲府市塩部１丁目13番12号
破産者　宮崎　輝雄
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２７８号
山梨県南アルプス市野牛島2315番地１、申立時の住民票上の住所山梨県南アルプス市下市之瀬1256番地10
破産者　中込　　修
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
山梨県南巨摩郡身延町下山3855番地
破産者　高山　明徳
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
山梨県甲府市山宮町1644番地３
破産者　吉永　時人
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
山梨県南巨摩郡増穂町青柳町3492番地の61
破産者　渡邊　　眞
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８１号
三重県伊賀市西湯舟3184番地の１
破産者　岩田　智博
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第５２号
三重県名張市桔梗が丘２番町６街区62番地
破産者　石垣　元子
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第５５号
三重県伊賀市八幡町3238番地の１
破産者　山田　哲雄
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第５６号
三重県名張市希央台４番町41番地　レオパレス希央台204号、前住所和歌山県岩出市川尻233番地26
破産者　中前由理子
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第８５３０号
大阪府茨木市太田１丁目17―２、開始決定時の住所大阪府茨木市耳原３丁目１番34号
破産者　土屋光次郎
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９０２０号
大阪市淀川区木川西３丁目２番21号ユニオン新大阪Ｃ―２、開始決定時の住所大阪市淀川区十三東１丁目１番14号　30Ａ
破産者　五十嵐琴枝
１　決定年月日　平成21年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部